

【2 .男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革】

1 . 現行計画の達成状況・評価

<目標>

- 社会制度・慣行が男女に与える直接的・間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行について男女共同参画の視点に立って見直す。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【計画期間中に実施した主な施策】

- 影響調査専門調査会において、ライフスタイルの選択等に中立的な税制、社会保障制度、雇用・就業制度についての基本的な考え方を取りまとめ（平成14年12月、平成16年7月）（内閣府、男女共同参画会議）
- 影響調査事例研究ワーキングチームにおいて、影響調査の手法例を収集し、具体的な事例に当てはまる試みを提示した中間報告を取りまとめ（内閣府、男女共同参画会議）
- 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について、平成16年7月の男女共同参画会議において、より積極的な方針の明確化、国際合意を踏まえた取組などを求める会議決定（内閣府、男女共同参画会議）

【主な政策効果】

- 影響調査専門調査会報告書の結論の一部は、年金制度において離婚時の年金分割、税制において配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止（増税分については、児童手当の改善等に充当）等の決定等に反映された。

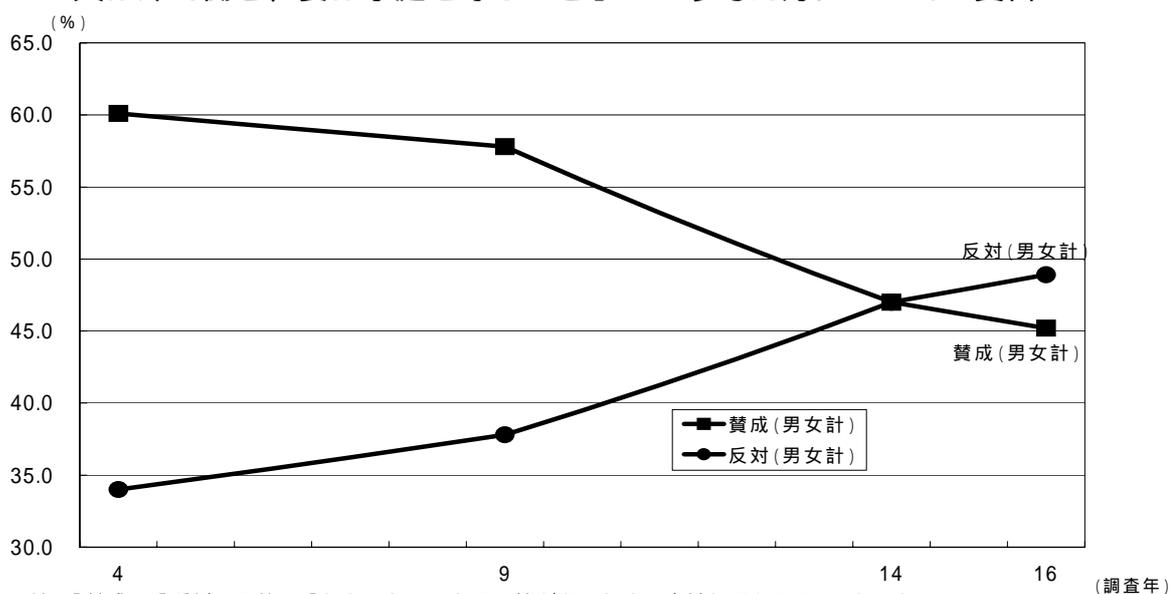
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

【計画期間中に実施した主な施策】

- 男女共同参画週間の実施、チャレンジ賞等の表彰、啓発ビデオの制作、男女共同参画ヤングリーダー会議の開催、広報誌やウェブサイトを通じた広報・啓発活動を継続的に実施（内閣府）
- 人権擁護機関において、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に広報・啓発活動を継続的に実施（法務省）
- 「男女雇用機会均等月間」等あらゆる機会をとらえ均等法定着のための広報・啓発活動を継続的に実施（厚生労働省）

【主な政策効果】

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否



注：「賛成」、「反対」の他に「わからない」との回答があるため、合計しても100%にならない。

資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(3) 法識字の強化及び相談の充実

【計画期間中に実施した主な施策】

- 法令や条約の周知等（内閣府、法務省、外務省、文部科学省、関係府省）
- 全国に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置する等の相談体制の充実（法務省）

【主な政策効果】

- 女性人権ホットラインの利用件数

13年	16年
9,623件	26,908件

資料出所：法務省調べ

(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

【計画期間中に実施した主な施策】

- 苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供について、調査審議を実施。平成15年7月の男女共同参画会議において、統計情報の内容の充実、利用者のニーズに対応した提供等について、会議決定（内閣府、男女共同参画会議）
- 統計法及び統計報告調整法に基づく統計調査の実施についての統計局統計基準部における審査・調整等の際に、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮、その充実に努力（総務省）
- 独立行政法人国立女性教育会館で、女性及び家族に関する分野の資料を収集、

整理し、文献情報データベースを提供（文部科学省）

- 平成 13 年社会生活基本調査において、生活行動の 20 分類に加え、よりの確な無償労働の数量化に資するためのアフターコード方式による 62 分類の結果を公表（総務省）

< 評価と問題点 >

- 内閣府において影響調査手法の検討及び影響調査が実施され、一部の結果は税制や年金制度にも反映されたが、内閣府以外の省庁での影響調査の取組は進んでいない。
- 固定的性別役割分担意識については、改善の動きが見られる。
- 男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、男女共同参画に対する正確な理解の浸透に努める必要がある。
- 統計情報の収集・整備・提供については、一部で成果がみられるが、未だ不十分である。

2 . 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

< 目標 >

2 . 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に女性と男性にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。男女のライフスタイルや個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同基本法において、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

男女共同参画社会の形成のためには、単に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するだけでは不十分である。施策の中には結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な調査・対応をとることが求められる。

今後、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画

の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【施策の基本的方向】

社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画できる条件を整備することが必要である。その際、国際社会の一員として、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透にも十分留意する必要がある。

このため、政府の施策及び社会制度・慣行が女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、個人の生き方がますます多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。

【具体的な取組】

- 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査を内閣府及び各省庁において実施する。
- 世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の理解が深まるよう引き続き努める。
- 税制については、個人のライフスタイルに中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦子二世帯を標準世帯と見て検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。
- 社会保障制度及び賃金制度についても、ライフスタイルに中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める必要がある。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく必要がある。

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

【施策の基本的方向】

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて

形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に敏感な視点を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への浸透に留意するとともに、地方公共団体、N G O、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体との連携を図り、国民的広がりを持った運動として展開する。

【具体的な取組】

- 男女共同参画の理念や「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)について、わかりやすい広報・啓発活動を進める。また、政府広報において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。その際、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。
- 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に敏感な視点を定着させるため、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を利用し、有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体との連携による広報・啓発活動を推進する。
- 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。

(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

【施策の基本的方向】

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

【具体的な取組】

- 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の制度を積極的に活用する。その際、民間N G Oとの連携を図る。また、相談に当たる職員等の研修の充実を図る。
- 男女共同参画に関係の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形で広報し、学校教育や社会教育においても法令等により保障される人権に関して正しい知識の普及を図るなど、内容の周知に努める。

(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

【施策の基本的方向】

男女共同参画社会の形成のためには、基礎的条件の整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。

このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進める。

また、あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料として重要な、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行うことが必要である。このため、統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。なお、統計情報等については、利用者の要望に対応しつつ、プライバシー保護に配慮した上で、統計情報等は可能な限り性別データを表示して公開していく必要がある。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が仕事と家事、育児、介護等をバランスよく担えるようにしていくことが重要である。育児、介護等については、就労の有無にかかわらず、女性がその大部分を担っているのが現状であるが、その実態が数量的に十分に把握されていないので、定性的な把握とともに、数量的な把握に努める。

【具体的な取組】

- 先進的な取組を行っている諸外国の事例、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う。また、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。
- 男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的の実態を把握する。
- 調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、NGO、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、NGO等が相互に活用できるように努める。
- 統計情報等について性別データの把握に努める。また、男女共同参画にかかわる重要な統計情報等は国民にわかりやすい形で公開し、周知を図る。また、研究者による高度な分析要望に対応するため、個票データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備を検討する。
- 育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を引き続き行う。